

2016年4月5日

第4号
NHK受信料裁判支援ニュース

発行：NHK問題を考える奈良の会
発行者：佐藤 真理
奈良市登大路町36大和ビル4階
t e l : 0 7 4 2 - 2 6 - 2 4 5 7
事務局：平川 邦昭(090-8938-1135)

1. 第2回裁判日程・場所

(1) 日程

5月13日(金) 13時15分開廷

(2) 場所

奈良地方裁判所大法廷(傍聴席 100席)

NHK受信料に関する裁判は、これまで多数報告されていますが、今回の裁判は、“放送法4条に違反する放送に対し、受信料支払を拒む”ことの正当性を主張し、認めさせようとするもので、今までにない画期的な裁判です。多数の傍聴者の参加が、当裁判の重要性和視聴者・市民の関心の広さを裁判官に認識させる力になります。

前回(3月4日)は、傍聴席が24席と手狭なため多くの方々に裁判終了まで待機していただきましたが、今回は傍聴席が100席です。こぞっての参加をお願いいたします。参加される方は、当日奈良地裁(近鉄奈良駅 東200m)に12時45分までにお越し下さい。

*放送法4条

- ①公安及び善良な風俗を害しない
- ②政治的に公平である
- ③報道は事実を曲げない
- ④意見が対立している問題は、できるだけ多くの角度から論点をあきらかにする

2. 奈良地方裁判所への抗議

3月4日の第1回口頭弁論後の報告・挨拶に対し、裁判所総務スタッフによる集会妨害は目に余るものがありました。「庁舎管理規程で認められない、写真撮影は禁止、拍手禁止、話をしている人に向かって直ちにやめよ等々」表現の自由を制限することは、民主主義の根幹に関わる問題です。

3月25日、NHK問題を考える奈良の会として、奈良地方裁判所所長宛に別紙“奈良地方裁判所職員の傍聴者らへの対応について改善を求めます”申入文を提出しました。先方は、申入文を受取り裁判所長に伝えるが、庁舎管理規程に照らして判断したいとコメント。今回の申し入れについて、奈良地裁から文書での回答を要請しました。(申入文は、裏面)

3. 裁判支援カンパ

カンパ総額(弁護士費用)の目標100万円は、多くの方々のご支援により、直近の実績は、98万円(2016年3月末現在)に達し、文字通りあと一步のところまで到達しました。ご寄附いただきました皆様に厚くお礼を申し上げますとともに、目標額100万円達成に向け、引き続きカンパ活動を継続します。よろしくお願い申し上げます。

郵貯銀行への振込み

- ①振込者が郵貯口座を持っている場合 (口座間振込につき振込料金不要)

記号入力 009905

番号入力 331216

- ②振込者が郵貯口座を持っていない場合(振込料金ご負担)

口座記号番号 00990-5-331216

口座名称(漢字) NHK問題を考える奈良の会

以上

奈良地方裁判所

所長 稲葉 重子 殿

奈良地方裁判所職員の傍聴者らへの対応について改善を求めます

NHK問題を考える奈良の会

代表 佐藤 真理

3月4日、奈良地方裁判所で放送受信料請求事件の公判が行われました。裁判終了後、傍聴者及び傍聴できなかった人々を対象に弁護団と被告の報告・挨拶を裁判所建物の外の広場で簡単に行いました。その際の裁判所職員の対応に抗議するとともに、裁判所の傍聴者らへの対応について改善を申し入れます。

裁判終了後の報告が始まるや、裁判所の男性職員1名と女性職員2名が出てきて、主催者の挨拶に対し「やめろ」と繰り返し制止してきました。「すぐに済むから」となだめても制止をしつづける。弁護士が「どこにそういう法律があるのか」「どこに書いてあるのだ」との抗議にも答えず、「規則だから」「裁判所の敷地」の一点張りで「やめろ」を繰り返す。写真撮影はだめ、拍手まで「やめろ」と規制してきました。

私たちは「拍手は表現の自由」「裁判所敷地は国民の共有財産、立ち話程度を規制する法律がどこにあるのか」と抗議しましたが聞く耳を持たず、さらに通行人はいないにもかかわらず「通行人の妨げになる」と女性職員がかたくなに執拗に立ち退きを迫りました。今回の奈良地方裁判所職員の対応について、私たちは、裁判所が国民の権利を守る砦ではなく、私たち市民をまるで裁判所に敵対する「暴徒」のように扱われたことに驚きと怒りを持ちました。

日本国憲法第32条に「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。」とあります。この条文は、裁判を傍聴する権利をも保障していると考えます。裁判所の敷地・建物・設備・人員のすべては、主権者国民の基本的な人権擁護のために存在するのであり、裁判所職員と裁判官・検事・弁護士のために存在するものではありません。確かに、公共の建物には「庁舎管理規則」があると思いますが、裁判所の場合、その目的は常識的に考えて裁判の妨害、あるいは、裁判所の安全を脅かすものから秩序を守る、ということではないかと考えます。

今回、私たちが行なったことは、傍聴に来られた方、傍聴席に入れなかった方々への報告であり裁判の流れとして短時間の社会一般の儀礼の範囲でした。今回の場合は「庁舎管理規則」の行き過ぎた濫用ではないかと考えます。管理規則があるとしても許容できる範囲のものではないか、と考えます。

私たちの行為は、長時間にわたるものでもなく、「ご苦労さん」という挨拶と立ち話程度のものであり、裁判所に敵対するものではありません。私たちの短時間の行為が「安全と秩序をおびやかす」と判断し、規制するのであれば、その判断の基準をしめして頂きたい。

裁判所は裁判官の法廷での裁判の進行を妨げるものは規制されるべきだと思いますが、何でもかんでも傍聴者・市民を「暴徒」扱いし行動のすべてを規制するような行き過ぎた対応は改めるべきと考えます。

さらに、裁判所は市民の権利を保障するため、ある程度の場所の提供をしてもいいのではないかと考えます。市民の権利を保障し、市民に開かれた裁判所になるための改善をし、今後は同様な対応をしないことを強く求めます。

以上